

令和6年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業推薦要領

令和6年1月19日
内閣府政策統括官（政策調整担当）決定

1 推薦の対象となる事例

高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送ること（以下「エイジレス・ライフ」という。）を実践している事例及び高齢者がグループ等で就業や、地域社会活動、世代間交流などの社会参加活動（以下「社会参加活動」という。）を積極的に行っている事例。

(1) エイジレス・ライフ実践事例

現にエイジレス・ライフを実践している者及び高齢期前からその準備をして実践している者であって、今後も継続して実践すると認められる者とする。ただし、選考に当たっては、70歳以上の者を優先することとする。また、活動期間は本事業年度の4月時点で1年以上のものとする。

(2) 社会参加活動事例

主体的に社会と関わりを持ち、現に積極的な社会参加活動を行い、今後も継続的に活動が行われると認められるグループ等であって、原則として、構成員の数が10名以上で、かつ、構成員に占める65歳以上の者の割合が3割を下回らないものとする。また、活動期間は本事業年度の4月時点で1年以上のものとする。

2 推薦の方法

「令和6年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要領」（令和6年1月19日内閣府政策統括官（政策調整担当）決定）の2に掲げる紹介事例の具体的類型及び事例区分（以下「具体的類型及び事例区分」という。）に該当する個人及びグループ等を推薦する推薦者は、該当する個人及びグループ等が主に活動している市区町村の担当窓口等に推薦する氏名又はグループ名、活動内容等が分かる資料を提出すること。各市区町村における提出期限は、内閣府宛ての推薦書の提出期限を踏まえて、適宜設定すること。

提出を受けた市区町村（指定都市及び中核市を除く。）は、推薦された事例について活動内容を確認し、都道府県に推薦すること。

市区町村（指定都市及び中核市を除く。）から推薦を受けた都道府県は、推薦された事例について活動内容を確認し、内閣府に推薦すること。

指定都市及び中核市は、推薦された事例について活動内容を確認し、直接内閣府に推薦すること。

推薦事例数については、エイジレス・ライフ実践事例、社会参加活動事例それぞれ10事例を上限とする。

なお、推薦に当たっては、具体的類型及び事例区分に該当するか否かについて、活動内容に関する実情を必ず確認すること。

3 推薦に当たっての留意点

- (1) 本事業は、高齢社会にふさわしい生活スタイルや社会参加活動を広く紹介することを主眼としていることに留意すること。
- (2) 高齢期を新しい価値観で取り組む事例やイノベティブな取組、先進的な社会の実現に向けて参考になるような事例（※）の実践者及びグループ等の積極的な推薦に努めること。
- (3) 本事業の趣旨に鑑み、その活動内容が既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に資する事例の推薦に努めること。
- (4) 社会情勢や政府の方針等により、特に推薦すべき事例を示す場合があるので留意すること。
- (5) 推薦する事例は、高齢者の自主的な活動（行政、他の民間団体等からの財政的支援によるものを含む。）とし、単に、行政又は、他の民間団体等の直轄、委託事業、公的保険給付を原資として活動する者等をもって対象としないこと。
- (6) 経済、福祉、教育等、様々な分野における幅広い事例の推薦が可能となるよう、関係部署や関係団体等の協力を得て情報を収集し、事例の推薦に努めること。
なお、市区町村、団体等のほか、知人、隣人等の推薦によっても差し支えないほか、広報紙、マスコミ等を活用し、直接募る方法を用いても差し支えない。
- (7) 前年度までに推薦した事例の中で、紹介される事例として決定されなかったものであっても、特に活動内容等が顕著な事例については、再度推薦して差し支えない。その場合、再度推薦すると判断した理由（活動内容等で特に「顕著」と認められる事柄）を推薦書に記載すること。
- (8) エイジレス・ライフ実践事例については、女性の推薦事例が近年少ない現状に鑑み、関係団体等の協力を得るなど、情報の収集に特に配慮して女性の積極的な推薦を行うこと。
- (9) 同一、又は類する事例を行う個人を複数人推薦することは避けること。
- (10) 推薦の対象となる団体は、実際に活動を行っている団体とし、下部組織の活動をもって上部団体（例えば、連絡協議会や連合会等）を推薦することのないよう留意すること。
- (11) 広く事例を紹介する本事業の目的に鑑み、社会参加活動事例として推薦された団体に所属する個人について、当該団体の推薦内容と同一、又は類する事例をもってエイジレス・ライフ実践事例としては推薦しないこと。
- (12) 事例の区分を問わず、過去5年間に本事業の紹介事例として決定された個人・団体は、推薦しないこと。
また、5年間経過後においても、前回の推薦内容と同一、又は類する事例のみをもって推薦しないこと。

（※）

- ① 企業・医療機関・大学等と連携するなどして、IoT、AI、ロボット等を体験する機会の場を提供、活用している事例
- ② 調査・アンケートを実施するなど地域の社会的課題を分析・明確化し、実証や効果検証を行っている事例
- ③ 次世代に対する、培った知見・経験等の提供
例) 資産形成、就業、ライフイベント等の体験談、介護の体験提供等

4 推薦書の提出

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、総括表（別記1）、推薦書（別記2）及び活動内容等が分かる資料（任意様式）を内閣府政策統括官（政策調整担当）宛てに別に定

める期限までに送付すること。

5 総括表及び推薦書作成に当たっての注意事項

- (1) 別記の様式に従って提出すること。
- (2) 総括表は、「令和6年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要領」（令和6年1月19日内閣府政策統括官（政策調整担当）決定）の3（2）に定める選考委員会における選考資料及び選考された場合の発表用資料として利用するため、その内容に誤りがないことを確認の上、記入すること。
- (3) 氏名は、後日報道発表等の際、訂正することがないように戸籍簿あるいは住民基本台帳に登録された文字で正確に記入すること。また、年齢は、本事業年度の4月1日現在のものを記入すること。
- (4) 総括表1の「職業」欄は、元の職業（元会社員、元県職員、元農業等）又は現在の職業を記入すること。
- (5) 総括表1の「類型」、総括表2の「事例区分」の欄は、下記6及び7に記載している類型及び事例区分から主なものを1つ選択し記入すること。
- (6) 総括表1の「エイジレス・ライフの概要」、総括表2の「活動内容」欄は、活動の内容及びその特徴となる点を150字以上350字以内に要約して記入すること。
- (7) 総括表2の「グループ等の母体」欄については、当該グループ等の母体（例えば、〇〇老人クラブ、〇〇老人大学卒業生、〇〇自治会・町内会など）を記入すること。
- (8) 推薦書2枚目、エイジレス・ライフ及び社会参加活動事例の概要欄は、都道府県等が、実践者本人及びグループ等の代表者から聴取する等により記入すること。なお、推薦されたものが紹介事例として決定された場合、推薦書に記載された内容を基に公表資料を作成することとなるため、実践者本人及びグループ等にはその旨の同意を得ること。
- (9) 雑誌や新聞記事等、選考するに当たって参考となる資料があれば併せて添付すること。なお、内容の類似する資料を重複して添付することは避け、5枚程度までにまとめること。
また、写真を添付する場合には、現物ではなくカラーコピー等とすること。

6 エイジレス・ライフ実践者の類型及び活動例

- (1) 過去に培った知識や経験を高齢期での社会生活に生かしているもの (類型：A)
- (2) 高齢期に入る前から計画的に準備し、成果を上げているもの (類型：B)
- (3) 今までの職務や経歴にとらわれることなく、高齢期を新しい価値観で生きているもの (類型：C)
- (4) 地域社会においてリーダー的な役割を發揮しているもの (類型：D)
- (5) 若者や子育て世代を支援するなど、多世代が支え合う活動を行っているもの (類型：E)
- (6) デジタル技術の活用で成果を上げているもの (類型：F)
- (7) その他、広く全国で紹介することがふさわしいと認められるもの（A～Fの類型にこだわることなく、事業の趣旨に照らして広く全国で紹介するに値すると考えられるユニークな事例も対象とする（高技能労働者の継続就労、自らの知見の諸外国への発信、外国との国際交流活動など。） (類型：G)

7 社会参加活動の事例区分及び活動例

- (1) 支え合い活動（若者へのカウンセリング、子育て支援、高齢者の見守りなど）（区分：1）
- (2) 生産、就業（起業及び起業のための支援活動を含む。）（高齢者が行う専門的業務、軽作業、農業、サービス業など）（区分：2）
- (3) 教育、文化（教養講座、読書会、演奏活動、子供会の育成、郷土芸能の伝承、知見の諸外国への発信、外国との国際交流活動など）（区分：3）
- (4) 生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくりなど）（区分：4）
- (5) 安全管理（交通安全、防犯・防災など）（区分：5）
- (6) 福祉、保健（在宅高齢者の生活支援、認知症高齢者への支援活動など）（区分：6）
- (7) 地域行事（祭りなど地域の催物の運営など）（区分：7）
- (8) デジタル技術を活用した社会活動（区分：8）
- (9) その他、広く全国で紹介することがふさわしいと認められるもの（(1)～(8)の事例区分にこだわることなく、事業の趣旨に照らして広く全国で紹介するに値すると考えられるユニークな事例も対象とする。）（区分：9）